業務改善命令に基づく改善対応策について

当社は、平成30年12月14日付、業務改善命令に基づく改善対応策等を、本日、関東財務局へ報告いたしました。

今後、当社では、外部専門家からの評価・提言を受けながら、改善対応策等に順次取り組む ことによりガバナンスを強化し、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様からの信頼回復に全社 をあげて取り組んでまいります。

尚、上記の取り組みを継続することに伴って、業務停止命令の期間(平成30年12月14日から同31年1月13日まで)以降も、自主的にファンドの募集や新規会員登録手続きを休止することと致しましたので、以下の通りご案内申し上げます。

【休止する業務】

- ファンドの募集
- ・新規会員の募集及び登録

【通常通りに行う業務】

- ・運用中ファンドの貸付先からの利息金(遅延損害金等を含む)及び元本返済の受領(回収業務を含む)
- ・会員への配当金等の分配
- ・会員へのファンドにかかる各種報告書の交付(運用報告書、取引残高報告書、年間取 引報告書)
- ・会員向けの Web サイト (マイページ) の運営
- 会員登録情報の変更手続き

投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、 心よりお詫び申し上げます。